

厚岸町低所得者世帯物価高騰対策給付金について

厚岸町低所得者世帯物価高騰対策給付金は、電力・ガスをはじめ、エネルギー・食料品価格などの物価高騰による負担を軽減するため、負担が大きい住民税(町道民税)非課税世帯に対する支援として、厚岸町が実施する給付金です。

給付金を受給するには、手続きが必要になります。

給付金の支給額

1世帯あたり3万円(原則口座振込)

給付金の支給時期

7月下旬以降、順次振り込み予定(受け付けは、7月上旬から)

問い合わせ先

【給付金および申請に関すること】

保健福祉課地域支援係

☎53-3333

【課税内容に関すること】

税務課課税係

☎52-3131

受付時間 平日8時30分～17時15分

支給対象世帯(令和5年6月1日現在で厚岸町の住民であり、世帯全員の令和5年度住民税が非課税の世帯)

- 令和5年度住民税の未申告者がいる世帯
- 修正申告をして、課税世帯から非課税世帯となった世帯
- 前住所地に照会して、所得が不明な世帯

町から確認書が届きます(要返送)

詳しくは『Ⅰ』へ

町から申請書が届きます(要申請)

詳しくは『Ⅱ』へ

Ⅰ 確認書が送付された世帯

対象となる世帯には、町から給付内容や確認事項が記載された確認書が届きます。

内容に誤りがないかを確認し、同封の返信用封筒で郵送または次の窓口に提出してください。

【提出窓口】保健福祉課地域支援係、町民課窓口サービス係、湖南地区出張所

Ⅱ 申請書が送付された世帯

給付金を受け取るには、申請が必要です。

申請書に必要事項を記入し、添付書類と一緒に提出してください。

【提出先】保健福祉課地域支援係(直接または郵送)

【申請期限】令和5年11月30日(木)(当日消印有効)